

令和3年9月29日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 個人事業税賦課決定処分取消請求控訴事件に係る上告不受理決定について……………	1
2 納税証明書の交付手数料における収入方法の変更について ……………	3

1 個人事業税賦課決定処分取消請求控訴事件に係る上告不受理決定について

(1) 概要

- 平成28年12月に、カイロプラクティックの事業を行う個人（以下「相手方」という。）に対し、個人事業税の課税対象となる「請負業」に当たるとして、同税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 平成30年10月に、相手方から、当該事業は「請負業」には当たらないとして、本件処分の取消しを求める訴訟が提起された。
- 一審判決は本県勝訴としたが、控訴審判決は本県敗訴としたため、県はこれを不服として、令和2年12月に、最高裁判所に対し上告受理の申立てを行った。（当常任委員会へ報告済み）
- 令和3年7月26日に、最高裁判所が上告審として受理しない決定をし、本県敗訴とした控訴審判決が確定した。

(2) 確定判決（控訴審判決）の要旨

ア 判決主文

- 本件処分を取り消す。
- 訴訟費用は、第1、2審を通じて県の負担とする。

イ 理由

- 相手方の営む事業は、顧客との間の民法上の請負契約によって収益を得ている事業に該当せず、準委任と解される。
- 個人事業税の課税対象となる「請負業」は、民法上の請負契約によって収益を得ている事業に限定する趣旨であり、準委任による事業を含まない。
- よって、相手方の営む事業は、個人事業税の課税対象となる「請負業」には当たらない。

(3) 判決確定を受けた対応

ア 相手方への対応

平成28年度以降に行った個人事業税の賦課決定処分を取り消すとともに、納付済みの税額に地方税法所定の還付加算金を加算して、令和3年8月に還付した。

イ 相手方以外への対応

- ・ 相手方と同様の事業を行う者のうち、個人事業税の「請負業」として課税された者に対し、調査を実施した。
- ・ 調査の結果、事業の内容が「請負業」に当たらないと認められる者について、平成28年度以降の賦課決定処分を取り消すとともに、納付済みの税額に地方税法所定の還付加算金を加算して還付することとした。

<還付対象者及び還付税額>

- ・ 還付対象者 91名
- ・ 還付税額 25,192,900円

(参考) これまでの経緯

- 平成28年12月 1日 神奈川県戸塚県税事務所長が、相手方に対し、本件処分を実施
- 12月16日 相手方が、本件処分の取消しを求めて審査請求を提起
- 平成30年 7月 9日 神奈川県知事が、上記審査請求の棄却を裁決
- 10月 5日 相手方が、本件処分の取消しを求めて訴訟を提起
- 令和 2年 2月26日 横浜地方裁判所が、相手方の請求を棄却する判決(本県勝訴)
- 3月 9日 相手方が、第一審判決を不服として控訴を提起
- 11月18日 東京高等裁判所が、原判決を破棄し、相手方の請求を認容する判決(本県敗訴)
- 12月 1日 神奈川県が、控訴審判決を不服として、上告受理を申立て
- 令和 3年 7月26日 最高裁判所が、上告審として受理しない旨を決定(本県敗訴とした控訴審判決が確定)

2 納税証明書の交付手数料における収入方法の変更について

(1) 概要

県税の納税証明書の交付手数料について、納税者の利便性の向上を図るため、証紙による収入の方法から、現金による徴収に改めるとともに、県税事務所等におけるキャッシュレス化の推進を図っていく。

(2) 変更の理由等

ア 経緯

従前は、県税事務所等の庁舎内等に収入証紙の販売所が設置されていたが、現在、大部分の県税事務所等は、職員が窓口で収入証紙を販売している。

また、今年度末には、電子申請システムを利用した納税証明書の申請受付が予定されており、納税証明書の請求者は、当該システムを利用してクレジットカード等により手数料を支払うこととなる。

イ 変更の理由

納税証明書の交付手数料は証紙による収入の方法により徴収していたため、請求者は、大部分の県税事務所等の証明書交付窓口において、証紙を購入した上で、改めて納税証明書の交付請求書に貼付する必要があるなど、納税者に負担が生じている。

また、納税証明書の電子申請による受付開始後は、申請手段の相違により、手数料の徴収方法に差異が生じることとなるため、証紙による収入の方法から、現金による徴収に改め、納税者の利便性の向上を図るとともに、キャッシュレス化を推進していく。

(3) 変更に伴う条例改正の内容

収入方法の変更に伴い、「収入証紙に関する条例」の一部を改正する必要があり、同条例別表において証紙により徴収するとされている手数料のうち、「納税証明書交付手数料」を削る。

(4) 今後の予定

令和3年11月 第3回県議会定例会で収入証紙に関する条例の一部改正案を提出

4年4月 改正条例の施行